

# 令和2年度島根労働局 安全衛生労使専門家会議

島根労働局

令和3年1月19日（火）テクノアークしまね（松江市）において、「令和2年度島根労働局安全衛生労使専門家会議」を開催しました。

会議では、専門委員5名にご出席いただき、働き方改革実行計画のテーマでもある「治療と仕事の両立支援対策」と「新型コロナウイルス感染症防止対策」について、労働局の取組のほか、株式会社出雲村田製作所のご担当者様から企業での取組を紹介していただき、意見交換を行いました。

## 【労働局からの説明】

### ① 治療と仕事の両立支援

- ・働き方改革実行計画に基づくトライアングル型支援の推進
- ・治療と仕事の両立支援のためのガイドライン等の周知対策
- ・島根県地域両立支援推進チームの設置・運営
- ・島根産業保健総合支援センターと連携した取組（企業訪問、関係機関・団体等への連携要請など）

### ② 新型コロナウイルス感染症防止対策

- ・感染拡大防止に向けた職場対応について関係機関への要請
- ・職場で感染した場合の労働者死傷病報告の提出
- ・労災保険請求状況

#### 【安全衛生労使専門家会議とは？】

労働局が推進する安全衛生施策を、現場実態を踏まえたより効果的かつ効率的なものとするため、労働現場や安全衛生に詳しい専門家から、労働災害防止対策や労働者の健康確保対策の進め方について意見を聴取する会議です。



## 【株式会社出雲村田製作所の取組の概要】

### ① 治療と仕事の両立支援

- ・産業医、保健スタッフ（産業看護職）、人事担当者による支援
- ・半日・時間単位の休暇、治療目的の休暇・休業制度
- ・時短勤務、時差出勤、フレックスタイム制度
- ・失効年次有給休暇の積立制度（多目的有休）
- ・在宅勤務制度
- ・リーフレット（自社作製）による周知・案内

### ② 新型コロナウイルス感染症防止対策

- ・令和2年4月に発生した労働者感染対応
- ・対応マニュアルの作成
- ・消毒マニュアルの作成
- ・具体的な取組：各棟玄関入社時の消毒、職場・工程入り口での消毒、昼食時の立哨啓蒙活動、食堂の衝立・間隔、工場・事務所の三密対策



### 従業員へのリーフレット



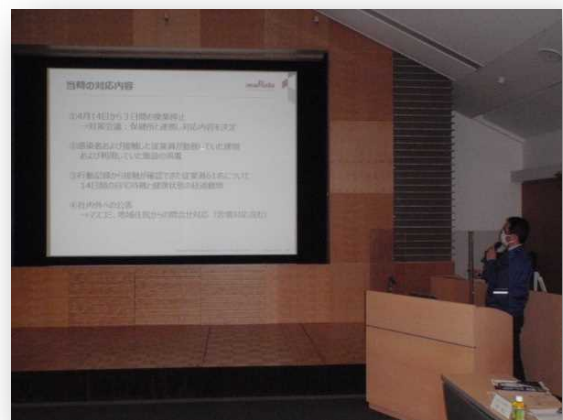
#### 健康管理室よりお知らせ

～がん治療を受けられる社員の皆様へ 両立支援制度のご案内～

がんの通院治療を続けながら、就労時間や仕事の量など体調に合わせて無理なく行っていたり、両立支援制度があります。

また、「治療と仕事を両立できるか不安」、「今後の働き方について誰に相談しているのかわからない」など、治療や仕事・家庭との両立などでお悩みを抱えていませんか？

些細なことでも構いませんので、お気軽に健康管理室までご相談ください。その他がん治療について、ご自身やご家族が悩みや不安をお話ししたり、情報交換することができる近隣のがんサロンについても掲載していますので、参考にさせていただきます。



### 昼食時の立哨啓蒙活動



### 食堂の衝立・間隔



～ ご出席・ご説明いただいた皆様 ～

- 管理部 総務課 シニアマネージャー 矢野 俊之 様
- 管理部 総務課 松島 祐樹 様
- 管理部 EHS推進課 保健スタッフ 福田 和美 様
- 管理部 EHS推進課 保健スタッフ 大野 康子 様

## 【専門委員からのご意見】

### ① 治療と仕事の両立支援

- ・出雲村田製作所では制度化されていることに感銘した。企業として、制度化を進めていく必要がある。
- ・患者（労働者）への対応だけでなく、周りの労働者の理解を深める対応も必要である。
- ・患者（労働者）の健康情報の保護に、十分配慮が必要である。
- ・ニーズに応じた両立支援コーディネーターの育成や配置、その活用促進を図るための周知が必要である。

### ② 新型コロナウイルス感染症防止対策

- ・最新の知見・情報に基づく対応が肝要である。
- ・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を安全パトロールで活用し、安全衛生委員会で審議することも有効である。
- ・令和2年7月以降、自死者特に女性の自死者が増加していることから、注視すべき点である。

## 【まとめ】

### ① 治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援は働き方改革実行計画のテーマであり、法令で定めるものではないものの、介護や育児と同様に企業での制度化を推進するため、治療と仕事の両立支援のためのガイドラインや島根産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）が行う各種支援を周知していく必要がある。企業での取組は、患者（労働者）の健康情報に配慮しながら、両立支援コーディネーターを活用した対応を行うとともに、患者（労働者）以外の労働者に対する教育なども必要となってくる。

一方で、患者（労働者）が気兼ねなく相談や支援を受けられるよう、産保センターががん診療連携拠点病院等に設置する「出張相談窓口」や各種支援について、企業訪問や会議・研修会での周知のほか、患者（労働者）が受診した際に必要な機関へつなぐことができるよう医療従事者への周知も行っていく必要がある。

### ② 新型コロナウイルス感染症防止対策

発生から約1年が経過しいろいろなことが分かってきており、最新の知見や情報に基づいた対応が肝要である。

感染症防止対策は、「三つの密」や「感染リスクが高まる「五つの場面」」を避けること、マスク・手洗い・消毒の徹底が重要であり、職場においてこれらの確認を行うために、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した安全衛生パトロールなども有効である。

また、自死者、特に女性の自死者が増加している点も注視し、テレワークなどを行う労働者に対するメンタルヘルス対策も実施する必要がある。